平成２２年（フ）第２０７号
福島市大明神４番地の３　カメリヤコーポラス713号
債務者　渡邉　友明
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２１７号
福島市本内字北街道下３番地　水野ハイツ102号室
債務者　高野　信子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第４１２号
茨城県水戸市白梅３丁目４番６号　ホワイトコーポ202号
債務者　中倉　　務
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４３２号
茨城県那珂郡東海村白方中央１丁目21番22号、住民票上の住所神奈川県横浜市神奈川区子安通３丁目372番地２　セントラル新子安203号
債務者　安部　博幸
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４４３号
茨城県那珂市戸崎1895番地２
債務者　大串由理子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４５２号
茨城県笠間市下郷3798番地２
債務者　平山　隆久
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４５３号
茨城県笠間市下郷3798番地２
債務者　平山トモ子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４５６号
茨城県水戸市城東１丁目15番82―605号　市営城東住宅
債務者　河野　志穂
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４５９号
茨城県水戸市千波町1492番地の２　サンガーデンＡ棟206号
債務者　眞家　明男
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４７０号
茨城県水戸市柵町１丁目１番10号
債務者　春山　光男
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１９６３号
名古屋市中川区西伏屋２丁目1201番地　アーバンハイツ児玉202号
債務者　甲斐　竜彦
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０５２号
名古屋市中川区西伏屋３丁目701番地　ペア栄103号
債務者　奥村　　享
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０９４号
名古屋市中川区大当郎３丁目1409番地　カトルセゾンⅡ201号
債務者　石田　信行
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６１号
滋賀県甲賀市水口町山2354番地６
債務者　後藤華壽榮
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２６号
兵庫県姫路市土山６丁目９番11号
債務者　池田　卓也
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３６５号
兵庫県姫路市車崎３丁目３番21号、従前の住所兵庫県姫路市大塩町859番地１　アーバンハイツ梶原Ｃ101
債務者　森田　久雄
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４１１号
兵庫県加古川市尾上町池田1623番地の９
債務者　茂木　康男
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４１２号
兵庫県加古川市尾上町池田1623番地の９
債務者　茂木佐由美
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部